別表第1(第5条関係)

(平17規則51・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・一部改正)

1 条例第6条第1項第2号の基準

(1) 共涌基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなもので ないこと。
- ク 高速自動車国道の本線車道(トンネルの区間を除く。)から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

広告	お物等の	種類	第1種特	寺別規	第2種名	特別規	第1	種普通規	見第2系	重普通規	特別	規制地域
		制地域は	こおい	制地域	におい	制地	域におい	制地域	域におい	及び	普通規制	
			て表示し	、又	て表示	し、又	て表	赤し、ス	て表え	まし、又	、 地域	以外の地
			は設置で	する場	は設置	する場	は設	置する場	易は設置	置する場	域に	おいて禁
			合(禁」	上物件	合(禁	止物件	合 (禁止物件	宇 合(類	杰止物件	止物	件に表示
			に表示し	、又	に表示	し、又	に表	赤し、ス	てに表え	まし、又	にし、	又は設置
			は設置っ	する場	は設置	する場	は設	置する場	景は設置	置する場	する	場合
			合を含む	J.)	合を含む	t.)	合を	含む。)	合を含	きむ。)		
1 広	(1)	野立て	(ア)	高さ	(ア)	高さ	は、ノ	広告塔に	あって	は地上1	5メー	トル以
告のものは、広		広告塔	下、	広告板	にあっ	っては地	止5メ	ートル具	以下で	ぎあるこ		
塔、		にあっ	っては	と。								
広告		地上1	ーと0.	(1)	表示	面積の	の合計は	、30平	方メー	トルじ	人内である	
板そ			トルリ	以下、	こと。	, ただ	し、ノ	広告塔の	場合は	、1面3	80平力	デメートル

の他			広告	板にあ	以内	」とする。			
これ			って	は地上	(ウ)	照明記	设備付	きのものにあっては、	照明設備に落
らに	らに 5メートル		下防	1止措置	を講じ	ること。			
類す			以下	である					
るも			こと	0					
0			(1)	表示					
			面積	の合計					
			は、	30平方					
			メー	トル以					
			内で	あるこ					
			と。	ただ					
			し、	広告塔					
			の場	合は、					
			1面	30平方					
			メー	トル以					
			内と	する。					
			(ウ)	照明					
			設備	付きの					
			もの	にあっ					
			ては	、照明					
			設備	に落下					
			防止	措置を					
			講じ	るこ					
			と。						
	(2) ア屋(ア) 高さ		高さ	(ア)	高さ	(ア)	高さは、地上から	広告物を設置	
	建築	上に	は、	地上か	は、	地上か	する	箇所までの高さの3	分の2以下
	物を	設置	ら広	告物を	ら広	告物を	で、	かつ、15メートル以	下であるこ
	利用	する	設置	する箇	設置	する箇	と。		
	する	もの	所ま	での高	所ま	での高	(1)	建築物の壁面から	突き出ないも
	もの		さの	3分の	さの	3分の	のて	があること。	
			2以	下で、	2以	下で、	(ウ)	木造建築物の棟の	上には、設置

	かつ、5メ	かつ、10メ	しないもの	であるこ	٤.
	ートル以下	ートル以下			
	であるこ	であるこ			
	と。	と。			
	(イ) 建築	(イ) 築物			
	物の壁面か	の壁面から			
	ら突き出な	突き出ない			
	いものであ	ものである			
	ること。	こと。			
	(ウ) 木造	(ウ) 木造			
	建築物の棟	建築物の棟			
	の上には、	の上には、			
	設置しない	設置しない			
	ものである	ものである			
	こと。	こと。			
イ 壁	(ア) 表示面	面積は、1面に	こつき20平方	(ア)	外壁からの出幅
面かっ	メートル以内	内とし、外壁か	らの出幅	は、1	. 5メートル以下であ
ら突	は、1.5メー	トル以下であ	ること。	ること	-0
き出	(イ) 下端に	は、歩道と車道	近の区別のあ	(1)	下端は、歩道と車
すも	る道路の歩道	道上では地上2.	5メートル以	道の図	区別のある道路の歩
0	上、歩道と耳	車道の区別のな	い道路上で	道上で	ごは地上2.5メートル
	は地上4.7メ	ートル以上で	あること。	以上、	歩道と車道の区別
	(ウ) 上端に	は、壁面を越え	ないもので	のない	、道路上では地上4.7
	あること。			メート	・ル以上であるこ
	(エ) 照明記	殳備付きのも <i>の</i>	にあって	と。	
	は、照明設備	帯に落下防止措	造を講じる	(ウ)	上端は、壁面を越
	こと。			えない	いものであること。
				(工)	照明設備付きのも
				のにま	っては、照明設備
				に落了	下防止措置を講じる
				こと。	

ı				
		ウ 壁	(ア) 壁面の1面の面積が300平方メー	(ア) 1面の表示面積
		面を	トル未満の場合においては、表示面積	は、その壁面面積の5分
		利用	は、その壁面面積の5分の1以内であ	の1以内であること。た
		する	ること。ただし、壁面面積の5分の1	だし、壁面面積の5分の
		もの	が15平方メートルに達しない場合にあ	1が15平方メートルに達
			っては、15平方メートル以内とする。	しない場合にあっては、
			(イ) 壁面の1面の面積が300平方メー	15平方メートル以内とす
			トル以上の場合においては、表示面積	る。
			は、その壁面面積の10分の1以内であ	(イ) 壁面の端から突き
			ること。ただし、壁面面積の10分の1	出ないものであること。
			が60平方メートルに達しない場合にあ	(ウ) 窓その他の開口部
			っては、60平方メートル以内とする。	を覆わないものであるこ
			(ウ) 壁面の端から突き出ないもので	と。
			あること。	(エ) 照明設備付きのも
			(エ) 窓その他の開口部を覆わないも	のにあっては、照明設備
			のであること。	に落下防止措置を講じる
			(オ) 照明設備付きのものにあって	こと。
			は、照明設備に落下防止措置を講じる	
			こと。	
	(3)	ア 塀	(ア) 塀の1面の面積が300平方メート	(ア) 1面の表示面積
	工作	を利	ル未満の場合においては、表示面積	は、その塀の面積の5分
	物等	用す	は、その塀の面積の5分の1以内であ	の1以内であること。た
	を利	るも	ること。ただし、塀の面積の5分の1	だし、塀の面積の5分の
	用す	の	が15平方メートルに達しない場合にあ	1が15平方メートルに達
	るも		っては、15平方メートル以内とする。	しない場合にあっては、
	の		(イ) 塀の1面の面積が300平方メート	15平方メートル以内とす
			ル以上の場合においては、表示面積	る。
			は、その塀の面積の10分の1以内であ	(イ) 塀の上端及び両側
			ること。ただし、塀の面積の10分の1	端から突き出ないもので
			が60平方メートルに達しない場合にあ	あること。
			っては、60平方メートル以内とする。	(ウ) 照明設備付きのも

	(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出 のにあっては、照明設備ないものであること。 に落下防止措置を講じる こと。 こと。 こと。 こと。
イア	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以
ーケ	下、横1.35メートル以下、幅0.3メート
- F	ル以下とし、同一街区内においては同
に添	一規格であること。
加す	(イ) 下端は、地上2.5メートル以上で
るも	あること。
0	
ウ 電	(ア) 突き出すもの
柱、	a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であるこ
街灯	と。
柱そ	b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メー
の他	トル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル
これ	以上であること。
らに	c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であるこ
類す	と。
るも	d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。
0	(イ) 巻き付けるもの
(消	1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であるこ
火栓 人	と。
標識	
柱を	
除 	
<.	
) E	
利用	
する	

	もの		
	工消	つり下げるもの	
	火栓	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、	横0.8メートル以下であ
	標識	ること。	
	柱を	(イ) 下端は、歩道と車道の区別のあるご	道路の歩道上では地上
	利用	 2.5メートル以上、歩道と車道の区別のな	い道路上では地上4.7メ
	する	ートル以上であること。	
	もの	 (ウ) 個数は、1本につき1個であること	<u>-</u> °
2 貼	壁面及び塀を	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平 (フ	ア) 1面の表示面積
ŋ	利用するもの	方メートル未満の場合においては、表 に	は、その壁面又は塀の面
紙、		示面積は、その壁面又は塀の面積の5 種	責の5分の1以内である
貼り		分の1以内であること。ただし、壁面 こ	こと。ただし、壁面又は
札、		又は塀の面積の5分の1が15平方メー 切	屏の面積の5分の1が15
立看		トルに達しない場合にあっては、15平	平方メートルに達しない
板そ		方メートル以内とする。	場合にあっては、15平方
の他		(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平	メートル以内とする。
これ		方メートル以上の場合においては、表(ん	() 壁面を利用する場
らに		示面積は、その壁面又は塀の面積の10 合	合においては、壁面の端
類す		分の1以内であること。ただし、壁面	いら突き出ないものであ
るも		又は塀の面積の10分の1が60平方メー)、かつ、窓その他の開
の		トルに達しない場合にあっては、60平	口部を覆わないものであ
		方メートル以内とする。	ること。
		(ウ) 壁面を利用する場合において (ウ	ウ) 塀を利用する場合
		は、壁面の端から突き出ないものであ	こおいては、塀の上端及
		り、かつ、窓その他の開口部を覆わなして	が両側端から突き出ない
		いものであること。	らのであること。
		(エ) 塀を利用する場合においては、	
		塀の上端及び両側端から突き出ないも	
		のであること。	
3 そ	(1) アドバ	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メー	トル以下で、ロープの
の他	ルーン	長さは取付箇所から50メートル以下であること	-0

(2) 広告幕 (ア) 道路を横断するもの (ア) 道路を横断するも の広 \mathcal{O} 告物 及び広告網 幅は1メートル以下で、下端は地上 築 5メートル以上であること。 幅は1メートル以下 (イ) 壁面又は塀を利用するもの で、下端は地上5メート a 壁面又は塀の1面の面積が300平方 ル以上であること。 メートル未満の場合においては、表 (イ) 壁面又は塀を利用 示面積は、その壁面又は塀の面積の するもの 5分の1以内であること。ただし、 a 1面の表示面積は、そ 壁面又は塀の面積の5分の1が15平 の壁面又は塀の面積の 方メートルに達しない場合にあって 5分の1以内であるこ は、15平方メートル以内とする。 と。ただし、壁面又は 塀の面積の5分の1が b 壁面又は塀の1面の面積が300平方 メートル以上の場合においては、表 15平方メートルに達し 示面積は、その壁面又は塀の面積の ない場合にあっては、 10分の1以内であること。ただし、 15平方メートル以内と 壁面又は塀の面積の10分の1が60平 する。 方メートルに達しない場合にあって b 壁面を利用する場合に は、60平方メートル以内とする。 おいては、壁面の端か c 壁面を利用する場合においては、壁 ら突き出ないものであ 面の端から突き出ないものであり、 り、かつ、窓その他の かつ、窓その他の開口部を覆わない 開口部を覆わないもの ものであること。 であること。 d 塀を利用する場合においては、塀の c 塀を利用する場合にお いては、塀の上端及び 上端及び両側端から突き出ないもの であること。 両側端から突き出ない e 照明設備付きのものにあっては、照 ものであること。 明設備に落下防止措置を講じるこ d 照明設備付きのものに あっては、照明設備に と。 落下防止措置を講じる こと。 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内で (3)のぼり (ア)

あること。

(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。
- 3 条例第6条第2項第1号の基準
 - (1) 共通基準

高速自動車国道の本線車道(トンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

- (2) 個別基準
- ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル 以内であること。
- イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。
 - (イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。
- 4 条例第6条第2項第2号の基準
 - (1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する場合 ア 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。
 - イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標を表示する場合においては、表示面積は、 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその 平面の面積の5分の1以内であること。

- (2) 不動産業を営む者が管理する土地又は工作物に表示し、又は設置する場合 1個 当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。
- (3) (1)及び(2)以外の場所に表示し、又は設置する場合 所有者又は管理者の氏名、名称、又は商標及びその連絡先を表示するものに限り、一の物件につき0.03平 方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

- (1) 工事の期間中に限り表示するものであること。
- (2) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合 (法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

- (1) 電車に表示するもの
- ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、 側面につき各2個以内であること。
- イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。
- (2) 乗合自動車に表示するもの
- ア イに掲げるもの以外のもの
 - (ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下、側面につき各2個以内であること。
 - (イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。
- イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく登録を受けた乗合自動車 のうちその本拠の位置が都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の 19第1項の他の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の区域内に存する ものに表示するもの

都道府県又は指定都市若しくは当該中核市における屋外広告物に関する条例の規 定に従って適法に表示されているものであること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

- ア 高さは、地上5メートル以下であること。
- イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- (2) 壁面を利用するもの表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- (3) 塀を利用するもの表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- 8 条例第6条第3項第1号の基準
 - (1) 共通基準
 - ア 物件の両端等から突き出ないものであること。
 - イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
 - ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
 - エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
 - オ 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
 - カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
 - キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
 - ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなもので ないこと。

(2) 個別基準

- ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示 し、又は設置する場合
 - (ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたと きのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その 平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15 平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。
 - (イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたと きのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その 平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60 平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。
- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみな したときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の 5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とす る。

- ウ 条例第4条第1項第12号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。
- 9 条例第6条第3項第2号の基準
 - (1) 樹名、特徴その他これらに類する事項を説明するものであること。
 - (2) 1個当たりの表示規格は、縦0.25メートル以下、横0.25メートル以下であること。
 - (3) 広告物の意匠及び色彩が当該物件と調和するものであること。
- 10 条例第6条第6項の基準
 - (1) 1個当たりの表示面積は、1平方メートル以内であること。
 - (2) 表示期間が30日以内であること。
 - (3) 広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。
- 11 条例第6条第7項の基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示 されていること。

- 12 条例第6条第8項の基準
 - (1) 共通基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

- (2) 第6条の2第3号の基準
- ア 1個当たりの表示規格は、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下であること。
- イ 表示期間が30日以内であること。

別表第2 (第11条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・令4規則31・一部改正)

1 共通基準

(1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

- (2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- (3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- (4) 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- (5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- (7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類			第1種語	普通規制地域におい	第2種普通規制地域におい		
				、、又は設置する場	て表示し、又は設置する場		
			合		合		
1 広告	(1)	野立てのもの	(ア)	高さは、広告塔にあ	あっては地上15メートル以		
塔、広告			下、几	広告板にあっては地	上5メートル以下であるこ		
板その他			と。				
これらに			(イ)	表示面積の合計は、	30平方メートル以内である		
類するも			こと。	こと。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル			
0			以内とする。				
			(ウ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落				
			下防止措置を講じること。				
	(2)	ア 屋上に設	(ア)	高さは、地上から広	広告物を設置する箇所までの		
	建築物	置するもの	高さの	の3分の2以下で、た	かつ、15メートル以下である		
	を利用		こと。				
	するも		(イ)	建築物の壁面から多	笑き出ないものであること		
	Ø		(照明	明設備付きのものを降	余く。)。		
			(ウ)	照明設備付きのもの	Dにあっては、次の要件を満		
			たすも	ものであること。			
			a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出な				
			V 14	ものであること。			

		の成プルと「光明タの旭ハⅡ	
		1の壁面から、道路その他公共	
		突き出ないものであること。	
	c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、		
	落下防止措置を講じ	ること。	
	(エ) 木造建築物の棟の	の上には、設置しないものであ	
	ること。		
イ 壁面から	(ア) 表示面積は、1	(ア) 外壁からの出幅は、	
突き出すも	面につき20平方メート	1.5メートル以下であるこ	
0	ル以内とし、外壁から	と。	
	の出幅は、1.5メート	(イ) 下端は、歩道と車道	
	ル以下であること。	の区別のある道路の歩道上	
	(イ) 下端は、歩道と	では地上2.5メートル以上、	
	車道の区別のある道路	歩道と車道の区別のない道	
	の歩道上では地上2.5	路上では地上4.7メートル以	
	メートル以上、歩道と	上であること。	
	 車道の区別のない道路	(ウ) 上端は、壁面を越え	
	上では地上4.7メート	ないものであること。	
		(エ) 照明設備付きのもの	
	(ウ) 上端は、壁面を		
		下防止措置を講じること。	
	کی. کی		
	C。 (エ) 照明設備付きの		
	ものにあっては、照明		
	設備に落下防止措置を		
	講じること。		
ウ 壁面を利	(ア) 壁面の1面の面	(ア) 1面の表示面積は、	
用するもの	積が300平方メートル	その壁面面積の5分の1以	
	未満の場合において	内であること。ただし、壁	
	は、表示面積は、その	面面積の5分の1が15平方	
	壁面面積の5分の1以	メートルに達しない場合に	
	内であること。ただ	あっては、15平方メートル	

		し、壁面面積の5分の	以内とする。
			(イ) 壁面の端から突き出
		達しない場合にあって	
			(ウ) 窓その他の開口部を
		内とする。	覆わないものであること。
		-	(エ) 照明設備付きのもの
			にあっては、照明設備に落
			下防止措置を講じること。
		は、表示面積はその壁	
		面面積の10分の1以内	
		であること。ただし、	
		壁面面積の10分の1が	
		60平方メートルに達し	
		ない場合にあっては、	
		60平方メートル以内と	
		する。	
		(ウ) 壁面の端から突	
		き出ないものであるこ	
		と。 と。	
		(エ) 窓その他の開口	
		部を覆わないものであ	
		ること。	
		ること。 (オ) 照明設備付きの	
		ものにあっては、照明	
		設備に落下防止措置を	
(2)	マー根ナギョロ	講じること。	(ア) 1 エのまご工徒は
(3) United	アー塀を利用	(ア) 塀の1面の面積	(ア) 1面の表示面積は、
工作物	するもの	が300平方メートル未	その塀の面積の5分の1以
等を利用する		満の場合においては、	内であること。ただし、塀の石様の5人の1が15平本
用する		表示面積は、その塀の	の面積の5分の1が15平方
もの		面積の5分の1以内で	メートルに達しない場合に

	あること。ただし、塀 あっては、15平方メートル
	の面積の5分の1が15 以内とする。
	平方メートルに達しな (イ) 塀の上端及び両側端
	い場合にあっては、15 から突き出ないものである
	平方メートル以内とす こと。
	る。 (ウ) 照明設備付きのもの
	(イ) 塀の1面の面積 にあっては、照明設備に落
	が、300平方メートル 下防止措置を講じること。
	以上の場合において
	は、表示面積は、その
	塀の面積の10分の1以
	内であること。ただ
	し、塀の面積の10分の
	1が60平方メートルに
	達しない場合にあって
	は、60平方メートル以
	内とする。
	(ウ) 塀の上端及び両
	側端から突き出ないも
	のであること。
	(エ) 照明設備付きの
	ものにあっては、照明
	設備に落下防止措置を
	講じること。
イ アーケー	- (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メー
ドに添加っ	トル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内にお
るもの	いては同一規格であること。
	(イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
ウ電柱、行	
灯柱その作	
これらに対	
2,0010	

	するもの	 b 下端は、歩道と車道の区別	別のある道路の歩道上で
	 	は地上2.5メートル以上、	歩道と車道の区別のない
	 : : : : : : : : : : : : : : : : : :	 道路上では地上4.7メート/	ル以上であること。
	く。) を利	c 街灯柱に設置する場合の(固数は、1本につき2個
	 用するもの	以内であること。	
		d c以外に設置する場合の個	 数は、1本につき1個で
		あること。	
		(イ) 巻き付けるもの	
		1本当たりの表示面積の合	*計は、1平方メートル以
		内であること。	
	エー消火栓標	つり下げるもの	
	 	(ア) 表示規格は、縦0.42	メートル以下、横0.8メー
	するもの	トル以下であること。	
		(イ) 下端は、歩道と車道	[の区別のある道路の歩道
		上では地上2.5メートル以	上、歩道と車道の区別の
		ない道路上では地上4.7メ	ートル以上であること。
		(ウ) 個数は、1本につき	1個であること。
2 貼り	壁面及び塀を利用する	(ア) 壁面又は塀の1面の	(ア) 1面の表示面積
紙、貼り	もの	面積が300平方メートル未満	は、その壁面又は塀の
札、立看		の場合においては、表示面	面積の5分の1以内で
板その他		積は、その壁面又は塀の面	あること。ただし、壁
これらに		積の5分の1以内であるこ	面又は塀の面積の5分
類するも		と。ただし、壁面又は塀の	の1が15平方メートル
0		面積の5分の1が15平方メ	に達しない場合にあっ
		ートルに達しない場合にあ	ては、15平方メートル
		っては、15平方メートル以	以内とする。
		内とする。	(イ) 壁面を利用する
		(イ) 壁面又は塀の1面の	場合においては、壁面
		面積が300平方メートル以上	の端から突き出ないも
		の場合においては、表示面	のであり、かつ、窓そ
		積は、その壁面又は塀の面	の他の開口部を覆わな

			- - - 積の10分の1以内であるこ	いものであること。
			と。ただし、壁面又は塀の	(ウ) 塀を利用する場
			面積の10分の1が60平方メ	合においては、塀の上
			ートルに達しない場合にあ	端及び両側端から突き
			っては、60平方メートル以	出ないものであるこ
			内とする。	٤.
			' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	0
			においては、壁面の端から	
			突き出ないものであり、か	
			つ、窓その他の開口部を覆	
			わないものであること。	
			(エ) 塀を利用する場合に	
			おいては、塀の上端及び両	
			側端から突き出ないもので	
			あること。	
3 その他	(1)	アドバルーン	あること。 表示規格は、縦20メートル以	下 構1 5メートル以下
の広告物	(1)) / //·	で、ロープの長さは取付箇所か	
等			こと。	17.54 (0)
,,	(2)	広告募及び広告	-	(ア) 道路を横断する
	網網	ガロ帯次びガロ	幅は1メートル以下で、	もの
	/1173		下端は地上5メートル以上	
			であること。	で、下端は地上5メー
			(イ) 壁面又は塀を利用す	トル以上であること。
			るもの	(イ) 壁面又は塀を利
			a 壁面又は塀の1面の面積	用するもの
			が300平方メートル未満の	a 1面の表示面積
			場合においては、表示面	は、その壁面又は塀
			積は、その壁面又は塀の	の面積の5分の1以
			面積の5分の1以内であ	内であること。ただ
			国債の3万の1以内であ ること。ただし、壁面又	し、壁面又は塀の面
			-	
			は塀の面積の5分の1が	積の5分の1が15平

15平方メートルに達しな 方メートルに達しな い場合にあっては、15平 い場合にあっては、 方メートル以内とする。 15平方メートル以内 b 壁面又は塀の1面の面積 とする。 が300平方メートル以上の b 壁面を利用する場 場合においては、表示面 合においては、壁面 積は、その壁面又は塀の の端から突き出ない 面積の10分の1以内であ ものであり、かつ、 ること。ただし、壁面又 窓その他の開口部を は塀の面積の10分の1が 覆わないものである 60平方メートルに達しな こと。 い場合にあっては、60平 c 塀を利用する場合 方メートル以内とする。 においては、塀の上 c 壁面を利用する場合にお 端及び両側端から突 いては、壁面の端から突 き出ないものである き出ないものであり、か こと。 つ、窓その他の開口部を d 照明設備付きのも 覆わないものであるこ のにあっては、照明 設備に落下防止措置 d 塀を利用する場合におい を講じること。 ては、塀の上端及び両側 端から突き出ないもので あること。 e 照明設備付きのものにあ っては、照明設備に落下 防止措置を講じること。 (3)のぼり (ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メ ートル以内であること。 (イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域 に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔 は5メートル以上であること。

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道の本線車道(トンネルの区間を除く。)から200メートル以内 の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいも のでないこと。

(イ) 個別基準

	広告物等の種類		第1種特別規制地域にお		第2種物	特別規制地域にお
			いて表示し、又は設置す		いて表え	示し、又は設置す
			る場合		る場合	
1 広告	(1) 野立てのもの		(ア)	高さは、広告塔	(ア)	高さは、広告塔
塔、広告			にあ	っては地上10メー	にあ	っては地上15メー
板その他			トル	以下、広告板にあ	トル	以下、広告板にあ
これらに			っては地上5メートル		ってに	は地上5メートル
類するも			以下であること。		以下	であること。
0			(イ)	表示面積の合計	(1)	表示面積の合計
			は、:	30平方メートル以	は、3	30平方メートル以
			内で	あること。ただ	内では	あること。ただ
			し、)	広告塔の場合は、	し、	広告塔の場合は、
			1面	30平方メートル以	1面3	30平方メートル以
			内とする。		内と	する。
			(ウ)	照明設備付きの	(ウ)	照明設備付きの
			ものに	にあっては、照明	ものに	にあっては、照明
			設備に落下防止措置を		設備は	に落下防止措置を
			講じ	ること。	講じ	ること。
	(2) 建	ア 屋上に設置	(ア)	高さは、地上か	(ア)	高さは、地上か
	築物を利	するもの	ら広	告物を設置する箇	ら広	告物を設置する箇
	用するも		所ま、	での高さの3分の	所ま	での高さの3分の
	の		2以	下で、かつ、5メ	2以	下で、かつ、10メ
			ート	ル以下であるこ	ート	ル以下であるこ
			と。		と。	

- (イ) 築物の壁面から (イ) 建築物の壁面か 突き出ないものである こと(照明設備付きの ものを除く。)。
- ものにあっては、次の 要件を満たすものであ ること。
- a 照明設備を除く部分 a 照明設備を除く部分 が、建物の壁面から 突き出ないものであ ること。
- b 照明設備が、建築物 b 照明設備が、建築物 の壁面から、道路そ の他公共の用に供す る土地に突き出ない ものであること。
- c 照明設備が、建築物 c 照明設備が、建築物 の壁面から突き出る 場合は、落下防止措 置を講じること。
- の上には、設置しない ものであること

- ら突き出ないものであ ること(照明設備付き のものを除く。)。
- (ウ) 照明設備付きの (ウ) 照明設備付きの ものにあっては、次の 要件を満たすものであ ること。
 - が、建物の壁面から 突き出ないものであ ること。
 - の壁面から、道路そ の他公共の用に供す る土地に突き出ない ものであること。
 - の壁面から突き出る 場合は、落下防止措 置を講じること。
- (エ) 木造建築物の棟 (エ) 木造建築物の棟 の上には、設置しない ものであること。
- き出すもの
- イ 壁面から突(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以 内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下で あること。
 - (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩 道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区 別のない道路上では地上4.7メートル以上である こと。

		(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。
		(エ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備
		に落下防止措置を講じること。
	ウ 時末と利用	
	ウ壁面を利用	
	するもの	場合においては、表示面積は、その壁面面積の5
		分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分
		の1が15平方メートルに達しない場合にあって
		は、15平方メートル以内とする。
		(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の
		場合においては、表示面積は、その壁面面積の10
		分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分
		の1が60平方メートルに達しない場合にあって
		は、60平方メートル以内とする。
		(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。
		(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであるこ
		と。
		(オ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備
		に落下防止措置を講じること。
(3) I	ア 塀を利用す	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場
作物等を	るもの	合においては、表示面積は、その塀の面積の5分
利用する		の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の
もの		1が15平方メートルに達しない場合にあっては、
		15平方メートル以内とする。
		(イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場
		合においては、表示面積は、その塀の面積の10分
		の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の
		1が60平方メートルに達しない場合にあっては、
		60平方メートル以内とする。
		(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないもので
		あること。
		(エ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備
		(一) 思野政哺刊でいむのにめつては、思野政哺

			に落下防止措置を講じること。
		イ 電柱、街灯	(ア) 突き出すもの
		柱その他これ	a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メー
		らに類するも	トル以下であること。
		の(消火栓標	b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道
		識柱を除	上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区
		く。)を利用	別のない道路上では地上4.7メートル以上であ
		するもの	ること。
			c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき
			2個以内であること。
			d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1
			個であること。
			(イ) 巻き付けるもの
			1本当たりの表示面積の合計は、1平方メート
			ル以内であること。
		ウ 消火栓標識	つり下げるもの
		柱を利用する	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8
		もの	メートル以下であること。
			(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の
			歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道
			の区別のない道路上では地上4.7メートル以上
			であること。
			(ウ) 個数は、1本につき1個であること。
2 貼り	壁面及び塀	を利用するも	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル
紙、貼り	の		未満の場合においては、表示面積は、その壁面又
札、立看			は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、
板その他			壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに
これらに			達しない場合にあっては、15平方メートル以内と
類するも			する。
0			(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル
			以上の場合においては、表示面積は、その壁面又

			 は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、
			壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに
			 達しない場合にあっては、60平方メートル以内と
			する。
			 (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端
			 から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開
			口部を覆わないものであること。
			 (エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及
			び両側端から突き出ないものであること。
3 その他	(1)	アドバルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下
の広告物			で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下で
等			あること。
	(2)	広告幕及び広告網	(ア) 道路を横断するもの
			幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル
			以上であること。
			(イ) 壁面又は塀を利用するもの
			a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未
			満の場合においては、表示面積は、その壁面又
			は塀の面積の5分の1以内であること。ただ
			し、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メー
			トルに達しない場合にあっては、15平方メート
			ル以内とする。
			b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以
			上の場合においては、表示面積は、その壁面又
			は塀の面積の10分の1以内であること。ただ
			し、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メー
			トルに達しない場合にあっては、60平方メート
			ル以内とする。
			c 壁面を利用する場合においては、壁面の端か
			ら突き出ないものであり、かつ、窓その他の開
			口部を覆わないものであること。

	d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び
	両側端から突き出ないものであること。
	e 照明設備付きのものにあっては、照明設備に
	落下防止措置を講じること。
(3) のぼり	(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平
	方メートル以内であること。
	(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の
	地域に表示し、又は設置する場合においては、相
	互の間隔は5メートル以上であること。

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの 経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内図板等に表示される広告(以下「案内広告」という。)に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。
- d 高さは、地上5メートル以下であること。
- e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
- f 同一案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等(イ及びウの基準に適合するものを除く。)を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- g 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告 を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであ ること。
- h eの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広

告の表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(4以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。)を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の 規定により道路の占用を認められたものであること。

- (ウ) (ア)及び(イ)以外のもの
- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示することができる。
- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(当該広告 物を直接照らすものを除く。) その他これらに類するものを使用しないもので あること。
- d bの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものであり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示(4以上の者が協同で表示するものあって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。)することができる。
- イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの

(ア) 突き出すもの

- a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
- b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩

道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。

- c 個数は、1本につき1個であること。
- (イ) 巻き付けるもの

1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。

- ウ 消火栓標識柱を利用するもの
 - (ア) つり下げるもの
 - a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。
 - b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
 - c 個数は、1本につき1個であること。
- エ 建築物の壁面を利用するもの
 - (ア) 土地の状況等によりやむを得ないと認められるものであること。
 - (イ) 当該広告物の上端の高さは、地上5メートル以下であること。
 - (ウ) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であること。
 - (エ) 壁面の端から突き出ないものであること。
 - (オ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。
 - (カ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(広告物を直接照らすものを除く。) その他これらに類するものを使用しないものであること。
 - (キ) 案内図板等にあっては、次の基準に適合するもの。
 - a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの 経路を表示したものであること。
 - b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
 - c 案内広告に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。
 - d 同一の案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等(イ及びウの基準に適合するものを除く。)を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- (4) 条例第6条第9項の基準
- ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

- (ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。
- (イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。
- イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合
 - (ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。
 - (イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。
- 3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあっては、これらを表示 し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持すると ともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること。